

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	スパッタ防止スプレー 高張力鋼・軟鋼用
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	スパッタ付着防止剤
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。
整理番号	M250910

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A 呼吸器感作性 区分1A 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
環境有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓 中枢神経系 生殖器(男性)) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器) 水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性の高いエアゾール
H229 高圧容器:熱すると破裂のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 呼吸器、中枢神経系の障害

	H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、中枢神経系、生殖器(男性)の障害
	H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ
	H401 水生生物に毒性
	H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き 安全対策	<p>使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)</p> <p>全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)</p> <p>熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)</p> <p>裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)</p> <p>使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)</p> <p>取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)</p> <p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)</p> <p>屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)</p> <p>環境への放出を避けること。(P273)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)</p> <p>呼吸用保護具を着用すること。(P284)</p>
応急措置	<p>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)</p> <p>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)</p> <p>気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)</p> <p>皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)</p> <p>眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)</p> <p>呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。(P342+P311)</p> <p>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)</p>
保管	<p>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)</p> <p>施錠して保管すること。(P405)</p> <p>日光から遮断し、50 °C以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)</p>
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の區別

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	混合物		CAS番号
			官報公示整理番号 化審法	官報公示整理番号 安衛法	
合成樹脂	5.0～10.0%	不明	不明	不明	企業秘密
ミネラルスピリット	5.0～10.0%	不明	不明	不明	企業秘密
1,2,4-トリメチルベンゼン	1.0～5.0%	不明	不明	不明	95-63-6
1,3,5-トリメチルベンゼン	<1.0%	不明	不明	不明	108-67-8
キシレン	<1.0%	不明	不明	不明	1330-20-7
エチルベンゼン	<1.0%	不明	不明	不明	100-41-4
n-ノナン	<1.0%	不明	不明	不明	111-84-2
無水フタル酸	<1.0%	不明	不明	不明	85-44-9
ジクロロメタン	40.0～50.0%	不明	不明	不明	75-09-2
ジメチルエーテル	30.0～40.0%	不明	不明	不明	115-10-6

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気の場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診察を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水および石鹼で洗い流す。
外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診察を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。
出来るだけ早く医師の診察を受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせないで、医師の診察を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で充分に洗うこと。

5. 火災時の措置

消火剤

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂

特定の消火方法

水を消火に用いてはならない。
可燃性のものを周囲から早く取り除く。
指定の消火剤を使用すること。
消火活動は風上より行う。
初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。
大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。
高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。

消火を行う者の保護

適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。
除去方法	<p>付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。</p> <p>着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。</p> <p>衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。</p> <p>乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。</p> <p>容器からの漏れが止まらないときは、開放された危険性のない場所に運び出し放出する。</p> <p>漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。</p> <p>付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。</p> <p>風上から作業し、風下の人を退避させる。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	<p>換気のよい場所で取り扱う。</p> <p>周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。</p> <p>静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。</p> <p>取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。</p> <p>取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。</p> <p>漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。</p> <p>取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。</p> <p>休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んではならない。</p> <p>皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。</p> <p>密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。</p>
注意事項	安全取扱い注意事項	<p>発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。</p> <p>屋外での取り扱いは、できるだけ風上から作業する。</p> <p>火気のある所では取り扱わないこと。</p> <p>40°C以上の所では取り扱わないこと。</p> <p>30秒以上の連続使用をしないこと。</p> <p>直射日光の当たる所や火気熱源の近くに置かないこと。</p> <p>食品、人体に向けて使用しない。</p>

保管	適切な保管条件	直射日光を避ける。 40°C以上の所や直射日光のあたる場所に保管しないこと。 火気熱源から遠ざける。 通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。 水分や湿気の多いところに保管すると容器が腐食されて破裂の恐れがあるので注意すること。 長期間の保管を避ける。
----	---------	--

安全な容器包装材料 特になし。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ミネラルスピリット	未設定	未設定	未設定
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	設定あり
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m ³)	設定あり
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	設定あり
エチルベンゼン	20ppm	20ppm(87mg/m ³)(皮)	設定あり
n-ノナン	未設定	200ppm(1050mg/m ³)	設定あり
無水フタル酸	未設定	【最大許容濃度】 0.33ppm(2mg/m ³)	設定あり
ジクロロメタン	50ppm	50ppm(170mg/m ³)【最大許容濃度】 100ppm(340mg/m ³)(皮)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
1,2,4-トリメチルベンゼン	10ppm(適用日:2025/10/01)	-(適用日:2025/10/01)
1,3,5-トリメチルベンゼン	10ppm(適用日:2025/10/01)	-(適用日:2025/10/01)
キシレン	未設定	未設定
エチルベンゼン	未設定	未設定
n-ノナン	200ppm(適用日:2025/10/01)	-(適用日:2025/10/01)
無水フタル酸	未設定	未設定
ジクロロメタン	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先 : <https://www.acgih.org/>

設備対策

取扱い設備は防爆型を使用する。
排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。
取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。

屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とすること。

保護具	呼吸用保護具	必要に応じて有機ガス用防毒マスクや陽圧式送気マスクを着用する。
手の保護具	耐溶剤性手袋	
目の保護具	普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型	
皮膚及び身体の保護具	長袖作業服等	
適切な衛生対策	作業中は飲食、喫煙をしない。 マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行う。	
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態	エアゾール	
形状	液体	
色	褐色透明	
臭い	溶剤臭	
融点／凝固点	データなし	
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし	
可燃性	データなし	
爆発下限界及び爆発上限界 下限 ／可燃限界	データなし	
	上限	
引火点	データなし	
自然発火点	引火せず	
分解温度	データなし	
pH	データなし	
動粘性率	データなし	
溶解度	難水性	
n-オクタノール／水分配係数	データなし	
蒸気圧	データなし	
密度及び／又は相対密度	1.15g/cm ³	
相対ガス密度	データなし	
粒子特性	データなし	
10. 安定性及び反応性		
反応性	自己反応性なし	
化学的安定性	通常条件で安定	
危険有害反応可能性	情報なし	
避けるべき条件	火気、酸化剤との接触	
混触危険物質	情報なし	
危険有害な分解生成物	燃焼等によりCO(一酸化炭素)、NOx(窒素酸化物)、SOx(硫黄酸化物)等が発生するおそれがある。	
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が2123.2586423mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

経皮	急性毒性推定値が5100mg/kgのため区分に該当しないとした。
吸入	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 (気体) GHS定義による气体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が15174.8723655ppmのため区分4とした。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 区分2の成分合計が49.08%のため、区分2とした。 眼区分2Aの成分合計が46.09%のため、区分2Aとした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性／ 眼刺激性	区分1Aの成分が0.99%のため、区分1Aとした。
呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
皮膚感作性	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 ※区分1は0.99%含まれる。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
発がん性	区分1Aの成分が45.1%のため、区分1Aとした。 ※区分2は0.99%含まれる。
生殖毒性	(生殖毒性) 区分1Bの成分が0.99%のため、区分1Bとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。 区分1(呼吸器)の成分が45.1%のため、区分1(呼吸器)とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(中枢神経系)の成分が45.1%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分3(麻醉作用)の成分合計が87%のため、区分3(麻醉作用)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(肝臓)の成分が45.1%のため、区分1(肝臓)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が45.1%のため、区分1(中枢神経系)とした。 区分1(生殖器(男性))の成分が45.1%のため、区分1(生殖器(男性))とした。 区分1(呼吸器)の成分が1%のため、区分2(呼吸器)とした。
	区分1(中枢神経系)の成分が1%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分1(呼吸器)の成分が1%のため、区分2(呼吸器)とした。
誤えん有害性	区分1(中枢神経系)の成分が1%のため、区分2(中枢神経系)とした。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。

水生環境有害性 短期(急性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が51.06%のため、区分2とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が183.9%のため、区分3とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物の廃棄方法

廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。
 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
 排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。

廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。

汚染容器・包装の廃棄方法

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

14. 輸送上の注意

国内規制

陸上輸送

消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。

海上輸送

船舶安全法等に定められている運送方法に従う。

航空輸送

航空法等に定められている運送方法に従う。

輸出

輸出貿易管理令 別表第1の16の項に該当

国際規制

国連分類

クラス 2.1 引火性ガス(エアゾール)

国連番号

UN1950

容器等級

該当しない

15. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)

ジクロロメタン

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)

塩化メチレン

第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エチルベンゼン
キシレン
ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
トリメチルベンゼン
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)

危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)

ジクロロメタン
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)(<1%)

キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(<1%)
ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(安衛則別表第2の番号:858)(45.1%)
トリメチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:1426)(1～5%)(営業秘密)
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)(安衛則別表第2の番号:1972)(8%)

無水フタル酸(安衛則別表第2の番号:1976)(<1%)
(営業秘密)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)

ジクロロメタン

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)
特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項)
皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

キシレン

特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)

濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

エチルベンゼン
キシレン
ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
ジメチルエーテル

労働安全衛生法(令和7年施行分)

労働安全衛生法(令和8年施行分)

	トリメチルベンゼン ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)
	エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)(<1%)
	キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(<1%) ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(安衛則別表第2の番号:858)(45.1%) ジメチルエーテル(安衛則別表第2の番号:1011)(30%~40%)(営業秘密) トリメチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:1426)(1~5%)(営業秘密) ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)(安衛則別表第2の番号:1972)(8%)
	無水フタル酸(安衛則別表第2の番号:1976)(<1%)(営業秘密)
労働安全衛生法(令和9年施行分)	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)
	エチルベンゼン キシレン ジクロロメタン(別名二塩化メチレン) ジメチルエーテル トリメチルベンゼン ミネラルスピリット
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)
	エチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:247)(<1%)
	キシレン(安衛則別表第2の番号:426)(<1%) ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(安衛則別表第2の番号:858)(45.1%) ジメチルエーテル(安衛則別表第2の番号:1011)(30%~40%)(営業秘密) トリメチルベンゼン(安衛則別表第2の番号:1426)(1~5%)(営業秘密) ミネラルスピリット(安衛則別表第2の番号:1972)(8%)
	無水フタル酸(安衛則別表第2の番号:1976)(<1%)(営業秘密)
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) ジクロロメタン(別名塩化メチレン)(管理番号:186)(45%) トリメチルベンゼン(管理番号:691)(2.0%) 優先評価化学物質(法第2条第5項) 非危険物
化審法 消防法	

水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
悪臭防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
大気汚染防止法	特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)
	有害大気汚染物質・優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)
	有害大気汚染物質・自主管理指針対象物質(平成8年10月18日環大規第205号、令和4年10月18日環水大大発第2210181号)
	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告)
海洋汚染防止法	個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)
	油性混合物(施行規則第2条の2)
	危険物(施行令別表第1の4)
	有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)
	有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))
	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外國貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
	輸出承認貨物・特定有害廃棄物等(法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項)
船舶安全法	高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
土壤汚染対策法	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)
16. その他の情報	
連絡先	情報なし
参考文献	製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイド

化学品ドキュメント管理プラットフォーム(CDPF) SDS作成
システム「ChemValue.AUTHOR」により作成

その他

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。